

三第一項に規定する国外証券移管等調書について適用し、同日前に提出すべき第十六条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「旧国外送金等調書法」という。）第四条第一項に規定する国外送金等調書及び旧国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書については、なお従前の例による。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十三条 第十七条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第四項の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置）

第二百二十四条 施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条及び次条において「新震災特例法」という。）第十七条の二第十一項及び第十三項（これらの規定を新震災特例法第十七条の二の

二第八項、第十七条の二の三第八項、第十七条の三第五項、第十七条の三の二第四項又は第十七条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新震災特例法第十七条の二第十一項中「同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「法人税法税額控除規定による控除（内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいい、人格のない社団等で国内に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除（内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいい、人格のない社団等で国内に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」と、「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とあるのは「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二に定める順序により租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の

九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定による控除」とする。

2 新震災特例法第二十二條の二の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

3 連結法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新震災特例法第二十五條の二第十三項（新震災特例法第二十五條の二の二第八項、第二十五條の二の三第八項、第二十五條の三第五項、第二十五條の三の二第四項又は第二十五條の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新震災特例法第二十五條の二第十三項第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

4 新震災特例法第三十條の二の規定は、連結親法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う酒税の特例に関する経過措置）

第二百二十五條 平成三十二年十月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され

る清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類に該当するものを除く。以下この条において同じ。）並びに発泡酒並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等（新震災特例法第四十三条の二第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）に係る新震災特例法第四十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二」とあるのは、清酒及び果実酒にあつては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあつては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号及び租税特別措置法第八十七条第一項」とする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十六条 第十九条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項において「新特別措置法」という。）第二十八条第二項から第四

項まで、第六項及び第十項の規定は、新租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して平成三十二年一月一日以後に支払われる同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して同日前に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

2 新特別措置法第六十条の規定は、外国法人の課税事業年度の復興特別法人税申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

3 法人の施行日前に終了した課税事業年度の復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る第十九条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十条において準用する旧法人税法第五百一一条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十七条 第二十条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三十六条第五項の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に同項第一号に規定する被設定者が同項に規定する農地等を

同号に規定する耕作の用に供する場合について適用し、同日前に第二十条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三十六条第五項第一号に規定する被設定者が同項の農地等を同号の耕作の用に供した場合については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十八条 第二十一条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第四項の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に同項第一号に規定する被設定者が同項に規定する農地等を同号に規定する耕作の用に供する場合について適用し、同日前に第二十一条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第四項第一号に規定する被設定者が同項の農地等を同号の耕作の用に供した場合には、なお従前の例による。

(地方揮発油税法の一部改正)

第二百二十九条 地方揮発油税法(昭和三十年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十四条の二第五項」を「第十四条の三第五項」に、「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に、「製造場(揮発油税法)」を「製造場(同法)」に、「揮発油税法」を「同法」

に、「揮発油（揮発油税法）」を「揮発油（同法）」に改め、同条第二項中「者（揮発油税法）」を「者（同法）」に、「揮発油（揮発油税法第五条第二項）」を「揮発油（同項）」に改める。

第六条第一項中「第十四条の二第一項本文」を「第十四条の三第一項本文」に、「第十六条の四第一項本文」を「第十六条の五第一項本文」に改め、同条第二項中「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に、「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に、「第十六条の四第三項本文」を「第十六条の五第三項本文」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第三百三十条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改め、同項第二号中「千分の六十七」を「千分の五十四」に、「千分の九百三十三」を「千

分の九百四十六」に改め、同項第三号中「千分の四十三」を「千分の四十」に、「千分の九百五十七」を「千分の九百六十」に改める。

第十四条第一項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改め、同条第二項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の六十七」を「千分の五十四」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百四十六」に改め、同条第三項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の四十三」を「千分の四十」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に、「千分の九百五十七」を「千分の九百六十」に改め、同条第四項中「第二項及び前項」を「前二項」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改める。

第二十条第一項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表たばこ税法の項及び租税特別措置法の項を次のように改める。

たばこ税	第十条第三項第二号ロ	たばこ税、	たばこ税、一般会計における債務の承継等に
------	------------	-------	----------------------

法	第十二条第五項、第十二条の二第三項及び第四項並びに第十三条第四項	たばこ税	<p>伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百二十七号）に規定するたばこ特別税、</p> <p>たばこ税及びたばこ特別税</p>
租税特別措置法	第八十八条の三第一項	たばこ税法	<p>たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百二十七号。次項において「特別措置法」という。）</p>
	第八十八条の三第二項	たばこ税法	たばこ税法及び特別措置法

第二十条第一項の表金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の項及び
 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の項中「たばこ税」を「たばこ税」に改める。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十一条 平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における前条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(以下この条において「新特別措置法」という。)の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新特別措置法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄		第四欄
平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで	第十条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項第一号	千分の百八	千分の百二十四	
		千分の五十四	千分の六十二	
	第十二条第二項第二号	千分の九百四十六	千分の九百三十八	
		千分の百八	千分の百二十四	
	第十四条第一項			

				平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで							
				第十四条第二項							
				第十四条第三項、第十六条第三項及び第十七条第一項							
				第十条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項第一号							
				第十二条第二項第二号							
				第十四条第一項							
千分の八百九十二	千分の百八	千分の九百四十六	千分の五十四	千分の八百九十二	千分の百八	千分の九百四十六	千分の五十四	千分の八百九十二	千分の百八	千分の九百四十六	千分の五十四
千分の八百八十五	千分の百十五	千分の九百四十二	千分の五十八	千分の八百八十五	千分の百十五	千分の九百三十八	千分の六十二	千分の八百七十六	千分の百二十四	千分の九百三十八	千分の六十二

第十四条第二項	千分の百八	千分の百十五
	千分の五十四	千分の五十八
第十四条第三項、第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の八百九十二	千分の八百八十五
	千分の九百四十六	千分の九百四十二
第十四条第三項、第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の百八	千分の百十五
	千分の八百九十二	千分の八百八十五

2 前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間における紙巻たば

こ三級品に対する新特別措置法第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項第一号、第十四条第一項、第十六条第三項及び第十七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「千分の百八」とあるのは「千分の百三十四」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の八百六十六」とする。

(税理士法の一部改正)

第三百三十二条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項を削る。

(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
正)

第百三十三条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律
(平成二十三年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五十五条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二条」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)第十五条」に、「平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別措置法」に改め、「第四十二条の五第五項、平成二十九年新租税特別措置法」を削り、「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の九第四項」を「平成三十年新租税特別措置法第四十二条の九第四項」に、「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十七条の二第二項及び平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項、平成三十年新租税特別措置法第六十七条の二第二項及び平成三十年新租税特別措置法」に改める。

附則第七十二条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）

第十二条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）第十五条」に、「平成

二十九年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別措置法」に改め、「第六十八条の十第五

項、平成二十九年新租税特別措置法」を削り、「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十三第四

項」を「平成三十年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」に、「平成二十九年新租税特別措置法第

六十八条の十五の四第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項、平成二十九年

新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別

措置法第六十八条の十五の四第五項、平成三十年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項、平成三

十年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成三十年新租税特別措置法」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法

律の一部改正）

第三百三十四条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正

する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改める。

附則第二条中「附則第十五条まで」を「附則第十六条の二まで」に、「事業者をいう。以下附則第十六条」を「事業者をいう。以下附則第十六条の二」に改める。

附則第三条中「附則第十六条」を「附則第十六条の二」に改める。

附則第十五条中「附則第十六条の二」を「附則第十六条の三」に改める。

附則第十六条第一項中「次条」を「附則第十六条の三」に改め、「附則第六条第一項の規定は一部施行日以前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について」を削り、「規定は同法」を「規定は消費税法」に改め、同項の表附則第六条第一項の項を削り、同表附則第十三条第二項の項中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改め、同条第三項中「附則第六条第一項、第七条第一項」を「附則第七条第一項」に改める。

附則第十六条の二を附則第十六条の三とし、附則第十六条の次に次の一条を加える。

(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第十六条の二 事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行つた消費税法第十六条第一項に規定

するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。以下この項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。）につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以後に課税資産の譲渡等を行ったものとみなされる部分に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三百三十五条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五十条中「第十一条第一項」の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第

号。次条第四項及び附則第一百五條第四項において「平成三十年所得税法等改正法」という。）附則第四十八條第一項」を加え、同條第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第五十一條第四項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「同法第十一條第一項に規定する」を「平成三十年所得税法等改正法附則第四十八條第一項第一号に定める」に改める。

附則第五十二條第三項中「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同條第十二項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「千二百七十円」を「千七百七十円」に改め、同條第十三項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同條第十九項を同條第二十項とし、同條第十八項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同條第十九項とし、同條第十七項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同條第十八項とし、同條第十六項を同條第十七項とし、同條第十五項を同條第十六項とし、同條第十四項中「前項」を「第十三項」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第十三項の次に次の一項を加える。

14 第十項又は第十二項に規定する者（二以上の場所で紙巻たばこ三級品を所持する法人に限る。）が第

二項（第十一項又は前項において準用する場合に限る。）の規定により提出する申告書について、国税通則法第二百二十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による押印により難い特別な事情がある場合において、当該申告書の提出期限までに、政令で定めるところにより国税庁長官にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による押印に代えて、同号に定める者が保有する印の印影の写しを印字する方法その他国税庁長官が適当と認める方法によることができ。

附則第百三条第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第百五条第四項中「特別措置法第十一条第二項及び」を「平成三十年所得税法等改正法附則第百三十条の規定による改正前の特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）第十一条第二項及び」に、「特別措置法」を「旧特別措置法」に、「及び特別措置法」を「及び旧特別措置法」に改め、同条第九項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条第十項中「第四項中」の下に「改正前の特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」とあるのは「改正後の特別措置法（以下この項において「新特別措置法」と、」を加え、「附則第百五条第三項」とあるのは「を

「旧特別措置法」とあるのは、「新特別措置法」と、「附則第百五条第三項」とあるのは「附則第百五条第十項において準用する同条第三項」と、「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、「所得税法等改正法附則第百五条第三項」とあるのは「所得税法等改正法」に、「附則第百五条第四項」を「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同項第一号中「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「同条第四項中「第一項（第二項及び前項）」とあるのは、「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、同条第四項中「第一項（前二項）」と、「附則第百五条第四項」に、「同条第四項に」を「前項」とあるのは、「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、「前項」と、「同条第四項に」に、「読み替える」を「同条第三項及び旧特別措置法」とあるのは「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、同条第三項及び新特別措置法」と読み替える」に改める。

(所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第百三十六條 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十二條のうち租税特別措置法第六十八條の九第十項の改正規定、同法第六十八條の十一第十三項の改正規定及び同條第十四項の改正規定中、「百分の四・四」を「百分の十・三」に削る。

第十二條中租税特別措置法第六十八條の十五の四第十一項の改正規定を削る。

附則第一條第七号を次のように改める。

七 削除

附則第五十一條第十七項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「第三十七條の九の五の」を「第三十七條の九の」に、「は、新租税特別措置法」を「は、同法」に、「第三十七條の九の五」を「第三十七條の九」に、「若しくは第三十七條の九の五」を「若しくは第三十七條の九」に、「第三十七條の四」と、「新租税特別措置法」を「第三十七條の四」と、「同法」に、「第三十七條の九の四」を「第三十七條の八」に、「」と、「新租税特別措置法」を「」と、「同法」に、「第三十七條